

通学体制・通学路について

以下の順序により、危険箇所の対応をすすめる。

- 1 下の依頼文（案）により、保護者に通学班編成、通学路の報告を依頼する。
※通学路の報告は、危険箇所となる箇所についても報告することとする。
- 2 報告をもとに危険箇所のリストを作成する。
- 3 危険箇所の対応について部会で確認を行い準備委員会に報告する。
- 4 必要に応じて、関係部署と改善等の協議をすすめる。

■依頼文（案）

（案）

保護者依頼用

通学班・通学路について

小川南小学校への通学方法は、徒歩での通学とスクールバスを利用して通学する2通りとなります。

通学については、安全な登下校のため、現在と同じように通学班を編成することとします。

例年、新一年生を含めた通学班編成・通学路の報告が年度末に依頼されていますが、今年度は、新しい学校への通学についての検討を行うために通学班編成・通学路の報告を早期に実施し、小川南小学校への通学が円滑に始められるようにする必要があります。

■ 新しい通学班編成の方法（案）…現在の通学班を基本に検討する。

現在の通学班ごとに通学方法を検討する。

- ・通学方法として徒歩通学・スクールバス通学いずれの方法とするのかを検討する。

通学路の検討

- ・集合場所から学校
- ・集合場所からスクールバス乗降所
- ※危険箇所についてもあわせて検討する。

通学班の全員が同じ通学方法を選択しなかった場合。

- ・スクールバス通学を選択した通学班の中に徒歩通学を希望する児童がいる場合
 - ・徒歩通学を選択した通学班にスクールバス通学を希望する児童がいる場合
- ⇒他の通学班に入るか、新たに通学班を編成する。

注意)

- ・スクールバスの利用は対象となる行政区に在住する児童のみです。
- ・通学方法の選択は、班長となる児童を主として検討してください。